別表第1 (第2条関係)

| 事業の種 | 7.2 不因你) | 対象事業の要件 | | |
|---------------------|---|--|--|------------------------|
| 類 | 対象事業の内容 | A地域 | B地域 | C地域 |
| 1 道路 の建設 | (1) 高速自動車国道法(昭 和32年法律第79号) 第4条第1項に規定する 高速自動車国道(以下「 高速自動車国道」とい う。)の新設 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | | 昭和45年政令第3 20号)第2条第7 号の登坂車線、同条 第8号の屈折車線及 | Ø | すべてのもの |
| | (3) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路(自動車専用道路を除く。以下「その他の道路」という。)の新設 | 区間があり、かつ、 その区間の長さが2. | 間があり、かつ、その 区間の長さが2キロメ | 区間があり、かつ、 |
| | | | 車線の数が増加するす べてのもの | 車線の数が増加する すべてのもの |
| | (5) 自動車専用道路の拡幅 | | 車線の数が増加するす べてのもの | 車線の数が増加する すべてのもの |
| | (6) その他の道路の拡幅 | 4以上となる区間が あり、かつ、その区 | 車線の数が増加して4 以上となる区間があり、かつ、その区間の 長さが2キロメートル 以上のもの | 2以上となる区間が あり、かつ、その区 |
| | | 区間があり、かつ、 その区間の長さが2. | 間があり、かつ、その 区間の長さが2キロメ ートル以上のもの | 区間があり、かつ、 |
| 2 放水 路又は堰 の建設 | (1) 河川の流水を当該河川 以外の河川に直接放流す るための水路(以下「放水 路」という。) の新築 | 0 ヘクタール以上の | | |
| | | 築又は改築に関する 計画に対して非決したが 時にはととれてたる 最高の上流がらる 直を説水とはでける がいる域の もの もの のもの | だが 水区域の面積が 5 ヘクタール以上のもの | だが |
| | (3) 放水路の改築 | | 土地の改変面積が 5 へ クタール以上のもの | |

| | せき | | たん | たん |
|-------------------------|---|---|---|--|
| | | > 1 | 計画湛水位において | 5. 1 |
| | | | 増加する湛水区域の | |
| | | | 面積が 5 ヘクタール 以上のもの | 面積かるヘクタール 以上のもの |
| 3 鉄道 又は軌 道の建 設 | 年法律第92号)第2条 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | 道等」という。)の建設 | | | |
| | (2) 鉄道等の線路の高架化 | 高架化する区間の長 さが 1 キロメートル 以上のもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | | 増設する区間の長さが 1 キロメートル以 上のもの | | すべてのもの |
| | (4) 操車場、車庫、車両検 査修繕施設その他の鉄道 等の施設(線路を除く。)の設置 | 施行区域の面積が 5 ヘクタール以上のも | | 施行区域の面積が 1 ヘクタール以上のも の |
| 4 飛行 場の建 設 | (1) 航空法施行規則(昭和 27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上 空港等(以下「陸上空港 等」という。)の設置 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| | (2) 航空法施行規則第75 条第1項の陸上ヘリポー ト(以下「陸上ヘリポー ト」という。)の設置 | | すべてのもの | すべてのもの |
| | (3) 陸上空港等の滑走路の 増設、延長又は位置の変 更 | | すべてのもの | すべてのもの |
| | (4) 陸上ヘリポートの滑走 路の増設、延長又は位置 の変更 | すべてのもの | すべてのもの | すべてのもの |
| 又は事 業場の | 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置 | ヘクタール以上のも の又は排出ガス量(ガスタービン以外の 施設から排出される 場合に排出される気体 中に排出される気体 | クタール以上のもの又は排出ガス量が1万のもの下上が1万のもの、排出水量が1,000立方メートル以上のものを表しては出水量が年間500下ン以上のもの | ヘクタール以上のも の又は排出ガス量が 1万立方メートル以 上のもの、排出水量 が1,000立方メ ートル以上のもの若 |

酸化炭素の量に相当 する二酸化炭素の量 をその燃焼に伴い発 生する重油の量に換 算した量をいう。) 1リットルにつき温 度が零度で圧力が1 気圧の状態で25立 方メートルの気体が 排出されるものとみ なして算定した大気 中に排出される気体 の1時間当たりの量 をいう。(以下「排 出ガス量」という。)) が 4 万立方メー トル以上のもの、排 出水量(1日当たり の平均的な排出水の 量をいう。以下「排 出水量」という。) が 5,000立方メー トル以上のもの若し くは特定化学物質の 環境への排出量の把 握等及び管理の改善 の促進に関する法律 施行令(平成12年 政令第138号。以 下「化学物質排出把 握管理促進法施行令 」という。) 第4条 第1号イに規定する 第一種指定化学物質 量及び同号口に規定 する特定第一種指定 化学物質量(以下単 に「化学物質取扱量」 という。) が年間5 00トン以上のもの 増加する施行区ア 増加する施行区域ア 増加する施行区 工場等の施設の変更 域の面積が5へク の面積が3ヘクタ 域の面積が1へク タール以上のもの ール以上のもの タール以上のもの 増加する排出ガイ 増加する排出ガ 増加する排出ガスイ ス量が4万立方メ 量が1万立方メー ス量が1万立方メ トル以上のもの ートル以上のもの ートル以上のもの ウ 変更する前までウ 増加する排出水量ウ 増加する排出水 の排出ガス量が1 が1,000立方メ 量が1,000立 ートル以上のもの 方メートル以上の 万立方メートル以 上4万立方メート もの ル未満のもので、 増加する排出ガス 量が3万立方メー トル以上のもの エ 増加する排出水 量が5,000立 方メートル以上の もの

| 6 廃棄 | (1) 廃棄物の処理及び清掃 | オ 変更する前まで の排出水量が1,0 00立方メートル 以上5,000立方 メートル未満で、 増加する排出水量 が4,000立方メ ートル以上のもの | | +~~~~ |
|--|---|---|--|-------------------|
| - 物 施 建 設 - - - - - - - - - - - - - | に関する法律(昭和45年法律第137号。以下 この項において「法」という。)第8条第1項に 規定するごみ処理施設」 以下「ごみ処理施設」という。)の設置 | 力(当該施設を2以 上設置する場合にあ っては、処理能力の 合計とする。同じに の号においし が200トン は りが200トン は5 0トン)以上のもの | が100トン(焼却施 設にあっては20トン)以上のもの | |
| | (2) 法第8条第1項に規定 するし尿処理施設(以下 「し尿処理施設」とい う。)の設置 | 力が100キロリッ | が50キロリットル以 | |
| | (3) 法第8条第1項に規定 する一般廃棄物の最終の 分場で政令で定めるも項 又は法第15条第1項の 規定する産業際ものに 規定する産業内のら 規処分場」という。)の設置 | | すべてのもの | すべてのもの |
| | (4) 法第15条第1項に規 定する産業廃棄物処理施 設(同項に規定する産業 廃棄物の最終処分場を除 く。以下「産業廃棄物中 間処理施設」という。) の設置 | 力が200トン(焼 却施設にあっては5 0トン、破砕施設に あっては1,000ト | が100トン (焼却施 設にあっては20ト ン、破砕施設にあって | |
| | (5) ごみ処理施設 (5) 、 で | 平方メートル以上のもの | 平方メートル以上のもの | 0 平方メートル以上 のもの |
| | (6) ごみ処理施設の変更 | たりの処理能力が 200トン (焼却 | | の処理能力が5トン |

| (7) し尿処理施設の変更 | たりの処理能力が 100キロリット ル以上のもの イ 変更する前まで の1日当たりの処 理能力が50キロ リットル以上10 | 増加する1日当たりの 処理能力が50キロリ ットル以上のもの | |
|--------------------|---|--------------------------------------|---------------------|
| ■ | れる場所の面積(以 下「埋立面積」とい う)が増加するすべ | 埋立面積が増加するす べてのもの | 埋立面積が増加する すべてのもの |
| (9) 産業廃棄物中間処理施設の変更 | たりの処理能力が 200トン(焼却 施設にあっては1 | | の処理能力が5トン |

| | (10) 積替え・保管施設の変 更 | 積が5,000平方 | ートル以上のもの イ 変更する前までの 保管面積が1,00 0平方メートル以 上3,000平方メ ートル未満で、変 更した後に保管面 積が2,000平方 メートル以上とな |
|---------------------------|---|--|---|
| 7 下水 道終末 処理場 の建設 | 法律第79号)第2条第 6号に規定する終末処理 場(以下「終末処理場」 という。)の設置 | ヘクタール以上のも の 増加する施行区域の | 施行区域の面積が3へ施行区域の面積が3クタール以上のもの へクタール以上のもの の 増加する施行区域の面増加する施行区域の |
| 建築物 | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の設置 | 以上のもの ア 建築 基準 25 年 令(第338 号)6 令第第第1 に 会 第第第1 に り り り し し い い う い に い り に い り に り り に り り に り り に り り り り | にあっては112メートル)以上のもの |

| 9 大規 模 り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 号に規定する建築物の設置 | 2条第1項第4号(| ートル(特別の地域に あっては10万平方メ ートル)以上のもの | |
|---|--|--|--|------------------------|
| | (2) 建築基準法第2条第1 号に規定する建築物の変 更 | | | |
| 10 研 究施設 の建設 | (1) 研究施設(化学物質排出把握管理促進法施行令第3条第23号の高等教育機関(附属施設を係を設定のみに保証を対象のののでは、1000円ののでは、1000円のでは、 | ヘクタール以上のも の又は化学物質取扱 量が年間 5 0 0 トン 以上のもの | クタール以上のもの又 は化学物質取扱量が年 間500トン以上のも | ヘクタール以上のも の又は化学物質取扱 |
| | (2) 研究施設の変更 | 面積が5ヘクタール | 増加する施行区域の面 積が3ヘクタール以上 のもの | |
| 11 浄 水施設 の建設 | 8項の浄水施設(以下「 浄水施設」という。)の 設置 | ヘクタール以上のも の | クタール以上のもの | ヘクタール以上のも の |
| | | 面積が5ヘクタール | 増加する施行区域の面 積が3ヘクタール以上 のもの | |
| 12 公 園の建 設 | (1) 都市公園法(昭和31 年法律第79号)第2条 第1項に規定する公園の 建設 | 0 ヘクタール以上の | クタール以上のもの | |
| | (2) 都市公園法第2条第2 項に規定する施設の変更 | 面積が10ヘクター | 積が5ヘクタール以上 | |
| 気工作 | 電気事業法(昭和39年法 律第170号)第2条第1 項第16号に規定する電気 工作物(送電線、配電線 び電力保安通信線を除く。)の設置 | ヘクタール以上のも の又は排出ガス量(大気汚染防止法施行 | クタール以上のもの又 は排出ガス量が 1 万立 方メートル以上のもの | ヘクタール以上のも の又は排出ガス量が |

| 宅団地 の造成 | 都市計画法第11条第1項 第8号に規定する一団地の 住宅施設(以下「住宅団地 」という。)の造成 | 0~クタール以上の | | 施行区域の面積が3 ヘクタール以上のも の |
|-------------------|---|------------------------|-----------|------------------------------|
| 業団地 の造成 | 工場立地法(昭和34年法 律第24号)第4条第1項 第3号イの工業団地(以下 「工業団地」という。)の 造成 | 0 ヘクタール以上の | | 施行区域の面積が3 ヘクタール以上のも の |
| 通業務施設用 | 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律 第110号)第2条第1項 の流通業務施設の用に供す る土地の造成 | 0 ヘクタール以上の | | |
| 校用地の造成 | 学校教育法(昭和22年法 律第26号)第1条に規定 する学校、同法第124条 に規定する専修学校又は同 法第134条第1項に規定 する各種学校の用に供する 土地(以下「学校用地」と いう。)の造成 | 0 ヘクタール以上の | | |
| 地区画整理事 | 土地区画整理法(昭和29 年法律第119号)第2条 第1項に規定する土地区画 整理事業である事業 | 0~クタール以上の | | 施行区域の面積が3 ヘクタール以上のも の |
| 発行為 に係る 事業(| | 市計画法第4条第1 5項に規定する都市 | クタール以上のもの | 施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のも の |
| 各項に 掲げの ほか、 | 調節池(河川法第3条第2 項に規定する河川管理施設 のうち、洪水による流水を 一時的に貯めて、洪水の最 大流量を調節するための施 設をいう。以下同じ。)の 設置 | 0 ヘクタール以上の | | 土地の改変面積が3 ヘクタール以上のも の |

- 1 この表において、A地域、B地域及びC地域とは、さいたま市の区域のうち、それぞれ次に定める地域をいう。
 - (1) A地域 B地域及びC地域を除く地域
 - (2) B地域 次のア又はイのいずれかに該当する地域でC地域を除くもの
 - ア 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(同法第8条第1項の規定 により定められた用途地域のある市街化調整区域を除く。)にある地域
 - イ C地域の周囲200メートルの範囲にある地域
 - (3) C地域 次のアからウまでのいずれかに該当する地域
 - ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された 近郊緑地保全地区にある地域
 - イ 埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)第4条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園の区域にある地域
 - ウ 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区にある地域
- 2 この表において「特別の地域」とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1 項第2号の規定により定められた地区にある地域をいう。